



UWWO 事務所裏手に建設されたばかりのマーケティングセンターと建設前の土地(下写真・6月)

ACC21

スリランカ女性 支援だより

2017年10月

スリランカ女性支援（第2弾）が始まりました

（特活）アジア・コミュニティ・センター21

（ACC21）では、2016年度よりスリランカ東南部ウバ州の女性組織「UWWO」（ウバ・ウェラッサ女性団体）と連携し、地域の女性たちを「リーガル・ファシリテーター」として育成する取り組みを行っています（詳細は裏面参照）とともに、2017年4月からは「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」事業が始まりました。

[1] 780世帯のデータ収集

生活、農業ほか課題に関する情報とデータを780世帯から収集・分析し、有機農産物生産計画に反映させます。

[2] 共同マーケティング・センターの改善

専用施設を建設して加工機械（精米、皮むき機）を導入します。付加価値製品をマーケットチェーンなどに販売するなど市場を開拓・拡大することによって、メンバーが生産する有機農産物の取扱量を現在の25～30%から75%に増やします。

[3] 付加価値製品（有機農産物の加工）品質管理、運営、包装技術トレーニング

導入した機械を使い、有機米（4品種）、有機野菜（10種の野菜と2種の豆類）などを加工し、安全に、費用効率よく商品を届けるために必要な技術のトレーニングを行います。

(1) 基本包装技術トレーニング（7日間）

洗浄／選定／格付け（有機米・豆、種）、生物分解可能なポリエステル袋／シート技術、最適なポリマー材の選定、商品の品質／最終製品の信頼性をモニターするためのテスト

(2) 品質管理トレーニング（7日間）

有機米（4品種）、有機野菜（10種の野菜と2種の豆類）を選定し、品質管理トレーニングを行います。

(3) 簿記、文書化トレーニング（7日間）

①現金出納帳または財務会計、②銀行口座管理、③雇用記録、④販売記録、⑤仕入れ記録、購入証明書、⑦労務、健康、安全対策などの記録、⑧在庫出入記録



事業地：ウバ州モナラガラウ県ウエラワヤ
（1,848世帯のうち780世帯を対象）

面積では2番目に大きい県で乾燥地帯。多国籍企業によるサトウキビの栽培用地買収をめぐる住民の反対運動が起き（1984年）、バナナやサトウキビの大規模プランテーション、加工工場が次々と建設され（1990年代後半～現在）、現在では小規模農家、工場労働者が大半です。住民の70%近くが生活保護を受けており県の貧困ライン（月Rs.3,822：約2,708円。1日約90円）以下の生活をしています。多くの女性たちは日雇い労働者で、あらゆるレベルでの意思決定プロセスに参加できていません。



「はだしの弁護士」として

法的支援委員会、発足

2017年6月、コロンボに本部を置く人権保護団体のジャナサンサダヤ（Janasansadaya）とUWWOは、UWWOがネットワークを組む女性組織のリーダーを対象に、地域一帯に法的支援システムを構築することを目的とした研修を開催し、先にインターンとして研修を受けたUWWOのメンバーの女性2人を含む、各地の女性組織から選定された24人の「リーガル・エイド・ファシリテーター」、UWWOメンバー14人が参加しました。

その中でまず、「はだしの弁護士」つまりリーガル・アシスタントとは、「市民からの訴えをサポートするのに必要な実践的・法的運用を独学で学び、法的行為を起こすことを促し、市民に権利について教育する活動家」であるということを確認しました。



（写真）「はだしの弁護士」である女性の多くは農業をしながら、家庭を支える母親でもある

研修では、人権における暴力や人権における暴力、女性の権利、どのような行動がとれるか、そしてこれまでに行われた22人のリーガル・エイド・ファシリテーター養成プログラムを振り返り、暴力が行われた時にどのようなアプローチや段階がふめるか、ケース・スタディを用いて長時間にわたって意見交換を行い、どんな進展があったかを示すために、いくつかの法的事案を取り上げ議論しました。

法的支援ファシリテーターの義務

議論を重ねる中で、法的支援ファシリテーターの役割、義務として次のようなことが掲げられました。

1. 発生しつつある暴力行為や、そのような状況や暴力そのものについて調査理解する。そして、法的行動をとるための支援をする。被害者に行動の起こし方を示し勇気づける。



（写真）インターン後、相談窓口を担当しているポディノさん（右）とUWWO代表のソーマさん（左）。この日は不当解雇された女性（中央）の話を聞いていました（9月）

2. 調停のプロセスにおいては、①それぞれの問題に関して、法の所在を明らかにする。そして、②調停の必要性に基づいて共同で行動を起こす。

3. 抑圧されてきた当事者が信じている迷信を取り除くよう支援する。恐れを取り除くよう促し、義務を率直に説明し、勇気づける。

4. 暴力はカルマや悪い時期、不吉な前兆、魔術、オカルト信仰によって起こるものではなく、法の支配の欠如によって起こるということを十分に説明する。

法的支援委員会、発足

そして、今後の活動については次のようなことが確認されました。

・各女性組織（18組織）から各2名の「リーガル・エイド・ファシリテーター」を選出し、それぞれの地域や近隣で不正が起きた場合には、それを調査し証拠書類を提出する。

・「リーガル・エイド・ファシリテーター」計36名からなる委員会を組成する。毎月の会合では、地域で起きている不正や暴力などの問題について話し合い、関連する組織や機関に対して必要な行動を起こす。

・現在地域で問題となっている案件（暴力事件、母子への生活費未払い、土地問題、拷問等）に関して引き続き情報収集し、必要な働きかけを行い、被害者を調停し、必要なアドバイスを行う。

・法の支配の確立を助け、適切で正当な法的プロセスに則っておらず、法令に違反する犯罪を起こした可能性や証拠がないケースにおいては、いかなる個人も恣意的な逮捕や抑留を受けることがないように働きかける。原告と被告が対等な権利を持ち、司法が双方を公平に扱うべきであるということを心に留めておく。

こうして法的支援委員会が発足しました。



女性たちが抱える課題に、 ひとつずつ取り組みます

私たちACC21は、スリランカ・ウバ州モナラガラウエラワヤDS地区で30年以上の活動実績をもつ女性の住民組織「UWWO」（ウバ・ウエラツサ女性団体）を中心とした18組の女性組織（メンバー総数約780人）と連携し、スリランカの女性たちが安定した収入手段を確立し、暴力や不正のない、より良い環境で生活できるように支援します。

[編集：発行] (特活) アジア・コミュニティ・センター21

<http://acc21.org/>